

安平町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (25年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	8,636	7,727,622	118,123	1,312,215	16.98	18.67

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体一人 当たり給与費(24年度)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	145	513,169	89,101	190,147	792,417	5,464	5,608

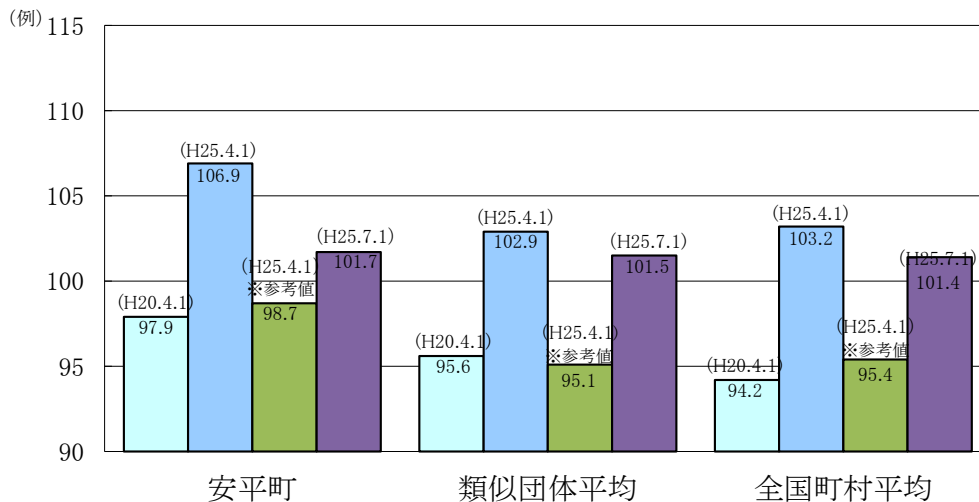
- (注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。
 2 職員数は、25年4月1日現在の普通会計から給与を支出する職員数(特別職・再任用職員を含んだ全体数)です。
 3 給与費支出額においては、すべて支給した手当額の合計です。

(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施	平成25年7月1日から平成26年3月31日まで
抑制済又は減額措置の内容	
(給料)	特別職:町長7%、副町長及び教育長6.5%の減額 一般職:3級及び4級の職員は給料月額から4.5%減額、5級及び6級の職員は、給料月額から6.5%減額 平成25年4月1日 ラスパイレス指数 106.9、参考値98.7 減額時点のラスパイレス指数(平成25年7月1日)101.7
(手当)	減額措置の実施はありません

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、安平町と人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
安平町	41.9 歳	324,100 円	369,624 円	365,752 円
北海道	45.4 歳	330,736 円	396,550 円	374,715 円
国	43.1 歳	307,220 円	376,257 円	376,257 円
類似団体	42.6 歳	313,668 円	355,898 円	343,403 円

②技能労務職（安平町においては、技能労務職に属する職員はいません。）

- (注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（25年4月1日現在）

区分		安平町	北海道	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	165,312 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	134,496 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	- 円	134,496 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円
教育職	大学卒	- 円	185,088 円	- 円
	高校卒	- 円	142,848 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（25年4月1日現在）

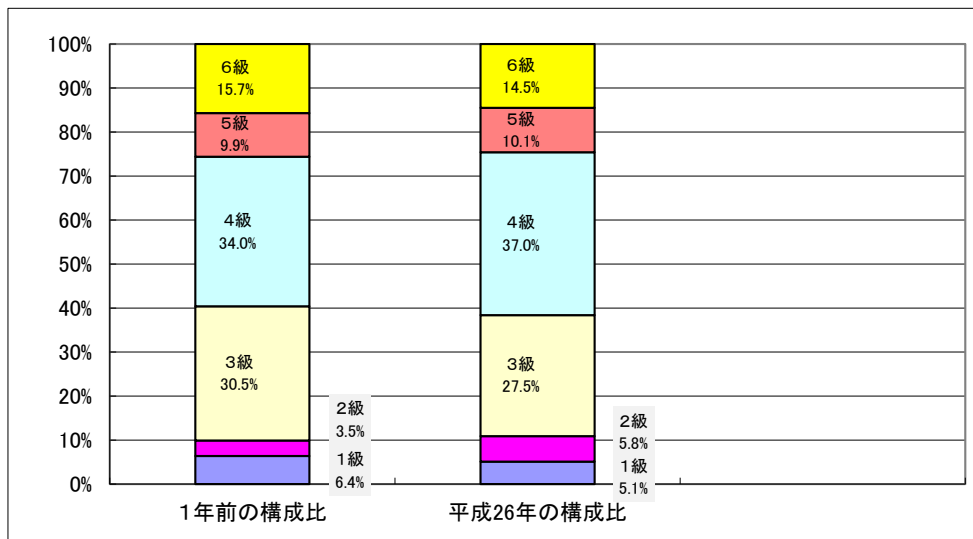
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	246,200 円	299,400 円	349,700 円
	高校卒	191,200 円	254,500 円	317,100 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円
教育職	大学卒	- 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	課長、室長、事務局長、会計管理者及び参事の職務	20 人	14.5 %
5 級	課長補佐の職務	14 人	10.1 %
4 級	主幹の職務並びに特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主査	51 人	37.0 %
3 級	主査(主査保健師、主査保育士及び主査教諭を含む。以下同じ。)及びこれらと同等のものとして町長が認める職務	38 人	27.5 %
2 級	特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	8 人	5.8 %
1 級	定型的な業務を行う職務	7 人	5.1 %

- (注) 1 安平町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給期間短縮の状況

区分	全職種
24年度	職員数 A 0 人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数 B 0 人
	比率 B/A 0.0 %
25年度	職員数 A 0 人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数 B 0 人
	比率 B/A 0.0 %

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

安平町	北海道	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,339 千円	1人当たり平均支給額(25年度) — 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(2) 退職手当 (26年4月1日現在)

安平町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	28.98 月分	勤続20年	21.62 月分	28.98 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	

(3) 地域手当

(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		0 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	
札幌市	3 %	0 人	
	%	人	
	%	人	
	%	人	
	%	人	
	%	人	

(4) 特殊勤務手当 (26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)	204 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	10,190 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	12.7 %	
平成26年4月1日現在の手当の種類(手当数)	7種類	
手当の名称	主な支給対象職員	左記職員に対する支給単価
税務等手当	税の徴収(税外を含む。)の督促に従事した職員。	日額300円
	滞納処分(税外を含む。)に従事した職員	日額700円
移送業務手当	精神病患者又は寝たきり老人の移送業務に従事した職員	日額300円
死病人処理手当	死病人の処理作業に従事した職員	1回3,000円
感染症防疫等業務	感染症の防疫等の作業(感染症が発生するおそれがある場合に係る当該作業を含む。)に従事した職員	1日1,500円
畜犬・死亡獣畜等処理手当	畜犬・死亡獣畜等の処理作業に従事した職員	1日1,000円
火葬等業務手当	火葬業務に従事した職員	1体10,000円
家畜伝染病処理手当	家畜の伝染病予防、検査又は消毒業務に従事した職員	日額500円

備考 「感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項に規定する感染症のほか、結核、ハンセン病並びに狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第2条及び家畜伝染病予防法(昭和25年法律第166号)第2条に規定する伝染病(特に人体に感染の危険のあるものに限る。)をいいます。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	11,841 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	131 千円

1,000円未満は切り上げしています。

(6) その他の手当 (26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	①配偶者 13,000円 ②22歳未満の子及び孫 ③60歳以上の父母及び祖父母 ④22歳未満の弟妹 ⑤重度心身障害者 ②～⑤までは6,500円×人数 ・特定扶養加算 5,000円 ・配偶者のない場合、その内1人は11,000円	同		19,130 千円	225,051 円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える額を支払っている職員	同		9,373 千円	260,361 円
通勤手当	①通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員 自動車等の使用距離2キロメートル以上5キロメートル未満月額2,000円 5キロメートル以上10キロメートル未満4,100円 10キロメートル以上15キロメートル未満6,500円 15キロメートル以上20キロメートル未満8,900円 20キロメートル以上25キロメートル未満11,300円 ※この他の支給額については安平町職員の給与に関する条例を参照願います。	同		4,179 千円	65,294 円
地域手当	民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する職員に対して支給する。月額は、給料及び扶養手当の月額に100分の3を乗じた額	同		0 千円	0 円
時間外勤務手当 休日勤務手当を含む	正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 勤務1時間に対して100分の125から150までの範囲内で支給 ※この他の支給額については安平町職員の給与に関する条例を参照願います。	同		11,841 千円	130,112 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して100分の130から160までの範囲内において支給 ※この他の支給額については安平町職員の給与に関する条例を参照願います。	同		11,841 千円	130,112 円
宿日直手当	勤務1回につき4,200円常直的な宿直勤務にあつては、月額21,000円(現在、職員による宿直は行っていません。)	同		0 千円	0 円
管理職手当	課長職・・・月額 62,300円 参事職・・・月額 51,900円 月額 41,700円 補佐職・・・月額 31,700円	同		18,180 千円	550,887 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。勤務1回につき12,000円を超えない範囲内において規則で定める額	同		432 千円	33,230 円
寒冷地手当	毎年10月から翌年2月までの各月の初日において在職する職員のうち規則で定める職員に支給する。 世帯主で扶養親族のある職員 月額 26,380円 世帯主で扶養親族のない職員 月額 14,580円 その他の職員 月額 10,340円	同		14,134 千円	109,563 円

児童手当	0歳から15歳未満の子どもを養育しているとき ・3歳未満の子ども1人につき月額15,000円 ・3歳以上中学生以下の子ども1人につき月額10,000円	同	12,085 千円	232,403 円
------	---	---	-----------	-----------

該当人数については、支給月において変動いたしますが、最大人数で記載しています。

平均支給年額については、該当人数を割り小数点以下は切り捨てています。

6 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市区町村長	665,000 円 (700,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額(24年) 807,500 円 / 363,200 円	
	副 町 長	570,000 円 (600,000 円)	670,100 円 / 365,000 円	
	教 育 長	532,000 円 (560,000 円)	- 円 / - 円	
	報 酬	議 長 (250,000 円)	364,000 円 / 220,000 円	
	副 議 長 (200,000 円)	285,000 円 / 168,100 円		
	議 員 (176,000 円)	263,000 円 / 135,800 円		
期 末 手 当	町 長	(25年度支給割合)		
	副 町 長	3.95	月分	
	教 育 長	(25年度支給割合)		
	議 長	3.95	月分	
	副 議 長			
	議 員			
退 職 手 当	町 長	(算定方式)		(支給時期)
	副 町 長	給与月額×512.6/100×勤続年数		任期毎
	教 育 長	給与月額×323.4/100×勤続年数		任期毎
		給与月額×283.8/100×勤続年数		任期毎
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

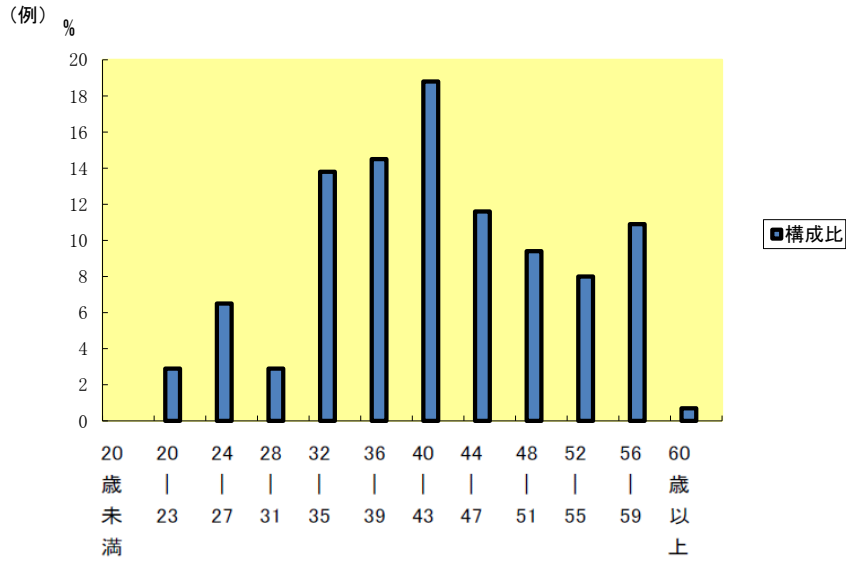
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	一般職員	95	99	4	<参考>人口10,000人当たり職員数 安平町 114.6 人 類似団体 122.4 人
	計	95	99	4	
	教育部門	26	20	△6	<参考>人口10,000人当たり職員数 安平町 142.4 人 類似団体 149.7 人
	議会部門	2	2	0	
	農業委員会	2	2	0	
計	125	123	△2		
公 営 企 業 会 計 等 部 門	水道	6	5	△1	
	下水道	5	5	0	
	その他	5	5	0	
	小 計	16	15	△1	
合 計		141	138	△3	<参考>人口10,000人当たり職員数 安平町 159.8 人
		[157]	[157]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	4人	9人	4人	19人	20人	26人	16人	13人	11人	15人	1人	138人

8 職員の勤務時間その他勤務条件（26年4月1日現在）

(1) 勤務時間

始業・就業時間	8時30分から17時15分まで
休憩時間	12時00分から13時00分

(2) 休暇

有休の種類	年次有給休暇・病気休暇・特別休暇
有休の付与日数	年間20日間(繰越可能 限度40日間)

9 職員の分限処分及び懲戒処分（25年度実績）

(1) 分限処分

処分の種類	処 分 事 由	人数
降任	職に必要な適格性の欠如	0
休職	心身の故障	2

(2) 懲戒処分

区分	免職	停職	戒告
処分人数	0	0	0

10 服務（26年4月1日現在）

職員の服務の基本	地方公務員の服務については、地方公務員法で規定されていて、①法令・職務上の命令に従う義務 ②信用失墜行為の禁止等の遵守が基本です。
職務専念義務免除	職員の職務免除は次の場合承認されます。 ①研修を受ける。 ②免許の更新等

11 研修の状況（25年度実績）

区分	施設研修	グループ研修	職場内研修
主な研修名	胆振町村会主催研修及び道市町村研修センター及び市町村アカデミー主催研修		人事評価制度 クレーム対応研修 文書作成研修
参加人数	38	0	のべ178

12 福祉及び利益の保護の状況（25年度実績）

区分	受診状況
健康診断	総合健診98名 一般健診 39名

13 競争試験及び選考の状況（25年度実績）

平成25年度採用試験	一般事務職:管内共同試験11名応募(大卒11名) 1次面接8名、2次面接2名 採用者2名
------------	--